

小江干拓地（営農地）での撮影における**注意事項**



- 撮影のために小野干拓地を車等で訪れる場合は、農業車両の妨げにならないよう農道の奥にある**駐車場**に駐車することとし、農道等に駐車したまま車から離れて撮影することがないようにしてください。
- **道路沿い（上記青線部分）**からの撮影は可能ですが、靴等に付着した菌類が、**畑（上記赤色斜線部内）**及び**耕作道（上記赤色縦線部分）**に侵入すると農業に支障が生じるため、畑・耕作道には、絶対に立ち入らないようにしてください。
- 道路を通行するときや撮影を行う際には、大型農耕車等に注意してください。

※上記の内容についてご不明点がありましたら、**県央振興局 地域づくり推進課**へお問い合わせください。（電話：0957-22-0031）